◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第504号（R1.5.17）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝11件（5月10日～5月16日分）
(1)乗合バスの衝突事故①
(2)乗合バスの衝突事故②
(3)乗合バスの車内事故①
(4)乗合バスの車内事故②
(5)乗合バスの車内事故③
(6)乗合バスの車内事故④
(7)貸切バスの衝突事故
(8)法人タクシーの衝突事故
(9)トラックの酒気帯び衝突事故①
(10)トラクタ・タンクセミトレーラの転落事故
(11)トラックの酒気帯び衝突事故②

2.トピック
(1) G20大阪サミット等開催に伴う警備協力について
(2) 乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について

◇◇◇

1.重大事故等情報＝11件（5月10日～5月16日分）
(1)乗合バスの衝突事故①
5月11日（土）午前9時40分頃、埼玉県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客30名を乗せ第2走行車線を運行中、第1走行車線を走行していた車両が、当該バス車線へ急に割り込んできたため、急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した。この事故により、当該バスの乗客1名が重傷、当該バスの乗客1名及び運転者の計2名が軽傷を負った。

(2)乗合バスの衝突事故②
5月12日（日）午前8時17分頃、三重県の県道において、同県に営業所を置く乗合

バスが運行中、センターラインを越えてきた対向の軽自動車と衝突した。
この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

(3)乗合バスの車内事故①
5月12日（日）午後2時31分頃、埼玉県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、停車する際に、立ち上がった乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4)乗合バスの車内事故②
5月15日（水）午前11時50分頃、東京都の区道バス停において、都内に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せ運行中、発車する際に、着座しようとした乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(5)乗合バスの車内事故③
5月15日（水）午後4時14分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客25名を乗せて運行中、バス停で停車しようと減速していたが、先に停車していた別の乗合バスが発車したため、より前方に停車しようと再加速した際に、立ち上がった乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(6)乗合バスの車内事故④
5月16日（木）午前7時40分頃、千葉県の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客60名を乗せ走行中、当該バスの直前を乗用車が横切り、衝突を回避するため、急ブレーキをかけ停車した際に、車内の乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客のうち、1名が重傷、5名が軽傷を負った。

(7)貸切バスの衝突事故
5月12日（日）午後2時30分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く貸切バスが回送運行中、信号待ちで停車していたオートバイに追突した。
この事故により、オートバイの運転者が死亡した。

(8)法人タクシーの衝突事故
5月13日(月)午後8時25分頃、宮崎県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車にて運行中、信号待ちで停車していた大型トラックに追突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が死亡した。

(9)トラックの酒気帯び衝突事故①
5月10日（金）午前10時37分頃、大阪府の府道において、京都府に営業所を置く

トラックが運行中、対向車線にはみ出し、走行してきた乗用車と衝突し、さらにその乗用車は後続の軽乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

(10)トラクタ・タンクセミトレーラの転落事故
5月13日（月）午前9時20分頃、福井県の国道において、三重県に営業所を置くトラクタ・タンクセミトレーラーが運行中、崖下の波消しブロックに転落した。
この事故により、当該トラクタ・タンクセミトレーラーの運転者が軽傷を負い、タンクセミトレーラーに積載していた重油が流出した。

(11)トラックの酒気帯び衝突事故②
5月16日（木）午後6時30分頃、静岡県の県道において、福岡県に営業所を置くトラックが運行中、車線変更した際に、後方から走行してきた乗用車と衝突した。
この事故による負傷者はなし。
事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者は、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで逮捕された。

上記11件の死傷者数計：死亡3名、重傷5名、軽傷9名（速報値）

◇◇◇

ありましたので、自動車運送事業関係者の皆様におかれましては、改めてテロ対策の徹底を図って頂きますようお願いいたします。

---

(2) 乗合バスによる死傷事故の発生を踏まえた事業用自動車の安全確保の徹底について
（配信日：R1.4.26）

4月21日（日）、神戸市ＪＲ三宮駅前において、乗合バスが停留所を発車した直後、そのすぐ先の横断歩道に赤信号で進入して歩行者をはね、2名が死亡し、6名が重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しました。
事故の原因については現在調査中ですが、本件は、横断歩道を通行中の歩行者をはねるという基本的な安全確認不足によるものと思われる事故であり、自動車運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであります。
このため、特に大量の輸送需要が見込まれる4月27日（土）から始まる即位日等休日法の施行に伴う大型連休に向けて、自動車運送事業者様におかれましては、次の事項について改めて周知徹底していただき、事業用自動車の安全運行の確保に万全を期すようお願いいたします。

運転者に対する指導・監督、点呼等を通じて、
①運転者に対し、発進時等における周囲の確認の徹底、道路状況を踏まえた安全速度での運行等の道路交通法等の法令遵守を徹底すること。
②運転者の健康状態、疲労状態等の確実な把握に努め、安全な運行ができないおそれのある運転者を事業用自動車に乗務させないこと。

◇◇◇

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html　）

・フリーダイヤル受付　0120－744－960

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆